

○ 台・一ノ久保地区説明会_当日の質問及び回答

No.	カテゴリ	Q	A
1	手続き等	運転免許証については無料で住所変更ができることがわかったが、その他の手続きも無料なのか。	本市より無料で発行する住所変更通知または住所変更証明書をお持ちいただければ、基本的には各種手続きは無料で可能です。詳細については、各機関にお問い合わせください。
2	手続き等	各種手続きの期限等はあるのか。また、遅れることで支障があるのか。	期限等の詳細は、換地処分の約1か月前に皆さまに送付させていただく「住所変更の手引き」に掲載します。各種手続きについては、明確な期限等はありませんが、なるべく早く行っていただきたいと各機関から伺っております。
3	手続き等	住所変更をせずに古い住所のままの郵便物については、転送の手続き等が必要なのか。	郵便局からは少なくとも1年間は古い住所のままでも郵便物が届くと聞いておりますので、転送等の手続きは必要ありません。
4	手続き等	マイナンバーカード、通知カード及び住民基本台帳カードの住所変更の手続きが必要とあるが、どこの区役所でも手続きが可能なのか。	マイナンバーカード、通知カード及び住民基本台帳カードの住所変更の手続きにつきましては、どちらの区役所でも可能です。
5	手続き等	住所変更証明書について、取り損ねて1年後や1年半後にも無料で取れるのか。また、どこで取ることができるのか。	住所変更証明書は期限を定めずに無料で発行しております。場所は、各区役所区民課・支所・市民の窓口でお取りいただけます。
6	手続き等	手続等を忘れてしまった場合、大きな問題はあるのか。	なるべく早く手続きをしていただきたいと各機関から伺っております。「住所変更の手引き」を住所が変更となる換地処分の約1か月前に送付いたしますので、そこで再度確認していただければと思います。
7	手続き等	今回の町名変更が実施されると、自治会の変更等はあるのか。	現状の自治会と変更はございません。
8	手続き等	登記の手続きについて、今すぐやる必要はないと思うが、いつかはやらなければならないのか。	不動産登記について、法務局からは、早急に手続きをする必要はないが、売買や相続が発生する時までには住所変更の手続きをしてもらいたいと聞いております。
9	町名変更	今回のアンケートでその他の項目があったが、その内容を開示して再度その中から候補を選んで再アンケートを実施したりはしないのか。	その他で出た具体的な町名については、今後ホームページ等で開示する予定です。また、今回のアンケートは地元の代表者による検討会で絞り込んだ町名案で実施させていただき、その結果を尊重して今後の手続きを進めていく考えですので、再アンケートについては実施する予定はございません。
10	町名変更	この町名・町界案で決定なのか。議会で否決されたりしないのか。	現段階ではあくまで案であり、議会に議案として上程しますが、市としては、本案にて可決されるよう、地元の皆様に意見を伺いながら進めてきた経緯や今回の結果について、議会へ説明してまいります。

No.	カテゴリ	Q	A
11	町名変更	アンケートは半数にも満たない3分の1の回答率であるが、妥当と考えているのか。また、アンケートの再実施ということは考えていないのか。	アンケートは全戸配布をしているため、住民の皆さまの意見は十分に伺えていると考えています。また、今回のアンケートを一つの民意として考えているため、アンケートの再実施は考えておりません。
12	町名変更	さいたま市内の他の地区でも、同様にアンケートの1位を新町名案としているのか。	直近では、平成31年3月に町名変更を実施した緑区大間木2・3丁目、また、平成29年11月に町名変更を実施した西区西大宮1～4丁目につきましても、アンケート結果の最も多い得票数の町名に変更しております。
13	町名変更	今回の区画整理地区以外の、大字南中丸及び大字南中野について、今後町名変更をしていく計画はあるのか。	現在のところ、区画整理地区以外で町名・町界変更を行う計画はございません。
14	町名変更	若葉、南新町と2つの案がアンケートにあったが、この町名が出てきた経緯を教えてください。	地元の代表者10名による検討会の中で、複数の町名案を出していただき、話し合いや多数決等を経て2つの町名案に絞られました。
15	区画整理	国勢調査が2020年にあると思うが、換地処分はその前になるのか後になるのか、また、影響はないのか。	現状、換地処分の時期について確定しておりませんが、換地処分時期については国勢調査より遅くなる予定です。皆さまの負担にならないよう、換地処分の時期については市と区画整理協会で協議を進めてまいります。
16	区画整理	法務局への手続きについては、市の方で行っていただけるのか。	登記の表題部については、区画整理協会より法務局に一括で手続きを行います。なお、登記の権利部につきましては、名義人住所の変更手続きを行っていただく必要があり、住所変更証明書を取得していただければ無料で手続きが可能です。